

さいたま市重点対策加速化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、脱炭素社会の実現に向け、事業所に太陽光発電設備及び蓄電池(以下「太陽光発電設備等」)を導入するために必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱(令和4年3月30日環政計発第2203301号)及びさいたま市補助金等交付規則(平成13年さいたま市規則第59号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 さいたま市内に所在し、営利・非営利を問わず、事業活動が行われる一定の場所をいう。ただし、登記事項証明書の種類に居宅が含まれているものを除く。
- (2) 事業者 日本国内において事業活動を営んでいる法人をいう。
- (3) 太陽光発電設備 太陽光エネルギーを電気に換える設備であって、太陽電池パネル、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、電力等表示モニタ、データ収集装置を構成要素とするものをいう。ただし、これらの構成要素全てを備えることを要しない。
- (4) 蓄電池 前号の設備により発電した電力を繰り返し蓄え、分電盤を通じて事業所の電力として使用するために、必要な機能を有するものをいう。ただし、停電時のみに利用する非常用予備電源は除く。
- (5) 自己所有 事業者が所有する太陽光発電設備等を、事業所に設置し、所有することをいう。
- (6) リース契約 リース事業者が、自ら所有する太陽光発電設備等を、事業者が所有又は日常的に使用している事業所に設置し、事業者から使用料を受け取ることにより、当該設備を使用収益する権利を与えるものをいう。

(7) P P A 契約 P P A 事業者が、自ら所有する太陽光発電設備を、事業者が所有又は日常的に使用している事業所に設置し、当該設備から発電された電気を事業者に販売するものをいう。

(8) サービス料金 P P A 事業者と電力供給先である事業者との間で締結された契約に基づいて支払われる対価をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、太陽光発電設備等を事業所又は事業所の敷地内に設置し、次の各号に掲げる要件を満たす事業とする。

(1) 補助対象事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。

(2) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。

(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取（FIT）制度の認定又は FIP 制度の認定を取得しないこと。

(4) 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。

(5) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。

(6) P P A 契約の場合、P P A 事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。また、サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

※ P P A 事業者が本市に本社を有し、本事業により導入する再エネ発電設備を本市に有する場合、控除額を補助金の 5 分の 4 とすることができる。

(7) リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。また、リース料金

から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

(8) 補助対象事業の完了が別表第1に掲げる事業実施期間内であること。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する費用のうち、別表第2に掲げるものとする。

（補助対象設備）

第4条 補助の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、別表第3に掲げる要件を満たすものとする。

（補助対象事業者）

第5条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）及び補助対象事業により太陽光発電設備等を導入する事業所を所有又は日常的に使用する事業者（以下「事業所を所有又は日常的に使用する事業者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと。
- (3) その構成員のうちにさいたま市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者がいない団体であること。
- (4) 独立行政法人、特殊法人及び国立大学法人ではないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的としていないこと。
- (6) 補助対象事業者においては、自らが太陽光発電設備等の所有者であること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の適正な執行ができないと認められる特段の理由がないこと。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において次の各号のとおりとする。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光パネルの出力又はパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい値に 50,000 円を乗じた額とする。なお、kW 単位で小数点を切り捨てた値を用いる。
- (2) 蓄電池 蓄電池の導入に係る補助対象経費に 3 分の 1 を乗じた額（算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）とする。
- (3) その他の補助金との併用は認めない。
（交付申請書の提出）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、別表第 1 に定める期間に、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼チェックリスト（様式第 2 号）
- (2) 補助事業概要報告書兼事業結果報告書（様式第 3 号）
※交付申請時欄に記載
- (3) 補助対象設備の設置に関する見積書及び見積内訳書の写し
- (4) 補助対象設備の仕様が分かる書類
- (5) 補助対象事業実施予定場所の現況写真
- (6) さいたま市に納税義務がある補助対象事業者及び事業所を所有又は日常的に使用する事業者にあつては、直近一年度の納税状況が分かるさいたま市法人市民税納税証明書の写し
- (7) 補助対象設備を設置する土地・建物の登記事項証明書
- (8) 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
※リース契約の場合、リース事業者と事業所を所有又は日常的に使用する事業者のもの
※ P P A 契約の場合、 P P A 事業者と事業所を所有又は日常的に使用する事業者のもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
（交付等の決定）

第 8 条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、その内容を審査

し、交付又は不交付の決定を行う。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付することを決定したときは、交付決定通知書（様式第4号）により、交付しないことを決定したときは、不交付決定通知書（様式第5号）により、速やかに前条の交付申請書を提出した補助対象事業者へ通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第9条 補助金交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）が、補助対象事業の計画の変更又は中止をしようとするときは、変更（中止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（変更等の承認）

第10条 市長は、前条に規定する補助対象事業の計画変更又は中止の申請があったときは、その内容を審査し、変更（中止）承認通知書（様式第7号）により、補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したのち、実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、別表第1に定める期間に、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業概要報告書兼事業結果報告書（様式第3号）

※実績報告時欄に記載

(2) 補助対象経費が確認できる領収書等

(3) 契約書の写し

(4) 電力の接続契約書及び売電契約書等

(5) 補助対象事業の実施状況を示す写真（完成写真）

(6) リース契約の場合、リース料金から補助金相当額が控除されていることがわかる書類

(7) P P A 契約の場合、サービス料金から補助金相当額が控除されていることがわかる書類

(8) 補助対象設備を設置する土地又は建物の所有者が補助対象事業者と異なる

る場合にあっては、補助対象事業者が当該土地又は建物を日常的に使用していることを証する書類(賃貸借契約書等)の写し(P P A 契約及びリース契約の場合は除く)

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金交付額の確定)

第 12 条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、交付確定通知書(様式第 9 号)により、補助事業者に対し補助金の額を確定し通知するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 前条の規定により交付確定通知書を受けた補助対象事業者は、速やかに交付請求書(様式第 10 号)により市長に補助金の請求をするものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第 14 条 規則第 20 条各号に規定する処分の制限の対象とする財産は、補助対象事業により取得した設備とする。

2 規則第 20 条ただし書に規定する市長が指定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に規定する法定耐用年数とする。

3 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産の処分をしようとするときは、財産処分承認申請書(様式第 11 号)を市長に提出しなければならない。ただし、法定耐用年数を経過した場合はこの限りではない。

(補助金交付決定及び交付額の確定の取消し並びに補助金の返還)

第 15 条 市長は、申請者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、第 8 条の規定による補助金交付決定又は第 12 条の規定による補助金交付額の確定を取り消すことができる。

(1) 規則及び本要綱に違反した場合

(2) 補助金を対象設備の設置以外の目的に使用した場合

2 市長は、前項の規定により確定を取り消した場合は、補助金交付決定(確定)取消通知書(様式第 12 号)により、申請者又は補助金交付を受けた者に

対し通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により確定を取り消した場合は、交付された補助金の返還を請求することができる。

4 市長は、補助金の交付を受けた者が、前条の規定により承認を受けて対象設備を処分したときは、交付を受けた補助金の全部または一部の返還を請求することができる。

(自家消費割合の報告)

第16条 補助対象事業者は、法定耐用年数が経過するまで、年度ごとの自家消費割合を記録し管理しなければならない。

2 補助対象事業者は、設置年度を含めた5年度分の期間に係る自家消費割合について、自家消費割合報告書(様式第13号)により市長に報告しなければならない。提出期限は毎年度終了後2か月以内(当該日が閉庁日の場合は直前の開庁日)とする。なお、報告が行われない場合及び自家消費割合が50%未満である場合には、補助金の決定を取り消す場合がある。

3 市長は、前項の規定により決定を取り消した場合は、補助金交付決定(確定)取消通知書(様式第12号)により、補助金交付を受けた者に対し通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定により決定を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に交付された補助金の返還を請求することができる。

(調査等)

第17条 市長は、補助対象事業に関して必要があるときは、補助対象事業者等に対して報告をさせ、又は職員に補助対象設備その他の物件を調査させることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、国と協議の上、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月19日から施行し、令和5年4月28日から適用す

る。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年7月4日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月22日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係、第7条関係、第11条関係）

事業実施期間	交付申請期間	実績報告書提出期間
令和7年4月1日 ～令和8年3月2日	令和7年4月22日 ～令和8年2月2日	補助金交付決定日 ～令和8年3月2日

※申請書の受付は先着順とする。

※予算の上限に達する日に到着した申請書に関しては、抽選で受付順を決めるものとする。

別表第2（第3条関係）

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 （直接工事費）	材料費	補助対象事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	補助対象事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用す

		<p>る特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、②水道、光熱、電力料(補助対象事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、③機械経費(補助対象事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))④負担金(補助対象事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kWを上限とする。))</p>
(間接工事費)	共通仮設費	<p>補助対象事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。</p> <p>①補助対象事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、②準備、後片付け整地等に要する費用、③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、④技術管理に要する費用、⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>
	現場管理費	<p>補助対象事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	一般管理費	<p>補助対象事業を行うために直接必要な</p>

			諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		補助対象事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		補助対象事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		補助対象事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		補助対象事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。リース契約やP P A契約により実施される場合、補助対象事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。

別表第 3 (第 4 条関係)

設備	内容
太陽光発電設備	<p>(1) 商用化され、導入実績があるものであること。</p> <p>(2) 未使用の太陽光発電設備を事業所に導入すること。</p> <p>(3) 事業所に連系され、発電される電力が当該事業所において、50%以上自家消費されるものであること。</p> <p>(4) 太陽光パネルの出力又はパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい値の合計出力が 12kW を超えるものであること。</p>
蓄電池	<p>(1) 商用化され、導入実績があるものであること。</p> <p>(2) 未使用の蓄電池を本補助金で導入する太陽光発電設備と一体的に事業所に導入すること。</p> <p>(3) 蓄電容量 (単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量) 1 kWh 当たりの価格 (本体、パワーコンディショナー及び設置に係る工事費の価格、消費税及び地方消費税を除く) が次に掲げるものであること。</p> <p>ア 4,800Ah・セル以上の蓄電池 : 19 万円/kWh 以下</p> <p>イ 4,800Ah・セル未満の蓄電池 : 15.5 万円/kWh 以下</p> <p>(4) 太陽光発電設備により発電した電気を帯電するものであり、平時において深夜電力などで毎日のように系統から充電するものではないこと。</p> <p>(5) 停電時にのみ利用する非常用予備電源ではないこと。</p> <p>(6) 20kWh 以上の蓄電池 : 本市の火災予防条例 (平成 13 年さいたま市条例第 281 号) で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。</p> <p>(7) 20kWh 未満の蓄電池 : 蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第 2 (令和 5 年消防庁告示第 7 号)</p>

で定められた出火防止措置が講じられていること。若しくは次のア～カの全てを満たすこと。

ア 蓄電池パッケージ

蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

イ 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。

(b) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。

(c) 出力可能時間の例示

複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力 (W) と出力可能時間 (h) の積で規定される容量 (Wh) が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示すること。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

※購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。

出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電池システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(d) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(e) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

(f) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

ウ 蓄電池部安全基準

(a) 「JISC8715-2」の規格を満足すること。

エ 帯電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ） (a) 「JIS C4412」の規格を満足すること。ただし、電機製品認証協議会が定める「JIS C4412」適用の猶予期間中は、「JIS C4412-1」若しくは「JIS C4412-2※」の規格も可とする。

※ 「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気

	<p>用品の技術基準の解釈別表第 8」に準拠すること。</p> <p>オ 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）</p> <p>(a) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。</p> <p>※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。</p> <p>カ 保証期間</p> <p>(a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること</p> <p>※当該機器製造事業者及び蓄電システムの製造を製造業者に委託し、自社の製品として販売する事業者の保証を除き、当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）はメーカー保証とは認められない。</p> <p>※メーカー保証期間内の補償費用は無償であること。</p> <p>※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。</p> <p>※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。</p>
--	--

様式一覧

様式第 1 号	交付申請書
様式第 2 号	誓約書兼チェックリスト
様式第 3 号	補助事業概要報告書兼事業結果報告書

様式第 4 号	交付決定通知書
様式第 5 号	不交付決定通知書
様式第 6 号	変更（中止）承認申請書
様式第 7 号	変更（中止）承認通知書
様式第 8 号	実績報告書
様式第 9 号	交付確定通知書
様式第 10 号	交付請求書
様式第 11 号	財産処分承認申請書
様式第 12 号	交付決定（確定）取消通知書
様式第 13 号	自家消費割合報告書